平成２３年（再ロ）第９号

大分市恵比寿町15番７号
再生債務者　戸次　敏治

1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年２月３日まで
4　一般異議申述期間　平成24年２月17日から平成24年３月９日まで

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（再ロ）第３号

鹿児島県霧島市隼人町住吉1261番地８
再生債務者　德田　洋子

1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年２月３日まで
4　一般異議申述期間　平成24年２月17日から平成24年２月24日まで

鹿児島地方裁判所加治木支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１５号

兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町３番５－710号
再生債務者　池田　章子（旧姓福井）

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年１月26日まで

平成24年１月５日　神戸地方裁判所尼崎支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第５号

北海道旭川市永山13条２丁目５番12号
再生債務者　佐々木新一

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月６日　旭川地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第２０号

神戸市兵庫区駅南通５丁目１番１－902号
再生債務者　砂原　博之

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月５日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第８号

神戸市西区枝吉１丁目208番地の３
再生債務者　荒木　浩一

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月６日

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２３年（再ロ）第１号

三重県伊勢市御薗町高向2023番地９
再生債務者　楠　　久司

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月６日

津地方裁判所伊勢支部再生係

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１５年（再ロ）第１００２９号

東京都江東区冬木20番６号都築木材株式会社
再生債務者　西山友香里

1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成15年６月11日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年１月５日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２３年（再ロ）第１０号

福島県郡山市並木５丁目２番地の18
再生債務者　川浪　ヒロ

1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成24年１月６日

福島地方裁判所郡山支部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記法人は、平成二十三年十二月二十八日付けの所轄庁認証により新設する「特定非営利活動法人アカシヤの会」に権利義務全部を承継させ解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年一月十七日

青森市花園一丁目二七番一〇号
（甲）特定非営利活動法人ほのぼのサークル　理事長　関　光子
青森市中央一丁目二〇番一七号
（乙）特定非営利活動法人ちゅうおう作業所　理事長　久保キヌヱ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式四四〇〇株を含む）を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年二月二十一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十四年二月一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年十二月六日
掲載頁　六十二頁（号外第二六二号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年十二月六日
掲載頁　六十二頁（号外第二六二号）

平成二十四年一月十七日

埼玉県さいたま市桜区町谷三丁目一七番一号
（甲）オグラ管材株式会社
代表取締役　小倉　穣
埼玉県川口市鳩ヶ谷緑町一丁目九番一三号
（乙）川口オグラ管材株式会社
代表取締役　小倉　正則

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。ただし、甲は平成二十三年九月一日付で商号変更及び本店移転しており、旧商号ロック開発株式会社、旧本店東京都千代田区神田佐久間河岸六七として掲載されております。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年五月三十一日
掲載頁　一一八頁（号外第一一四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年十二月二十七日
掲載頁　八十三頁（号外第二八二号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年五月三十日
掲載頁　八十二頁（号外第一一二号）

平成二十四年一月十七日

千葉市美浜区中瀬一丁目五番地１
（甲）イオンタウン株式会社
代表取締役　大門　　淳
名古屋市中村区名駅五丁目二五番一号
（乙）株式会社イオンタウンディベロップメント中部
代表取締役　西村　喜義
千葉県木更津市朝日三丁目一〇番一九号
（丙）株式会社木更津グリーンシティショッピングセンター
代表取締役　高橋　正晴

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年１月五日
掲載頁　六十三頁（号外第１号）

平成二十四年一月十七日

埼玉県朝霞市栄町三丁目七番一七号
（甲）テイ・エステック株式会社
代表取締役　古明地利雄
埼玉県朝霞市栄町三丁目七番一七号
（乙）株式会社ホンダプリモテイ・エス
代表取締役　関根　健夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。ただし、甲は平成二十三年九月一日付で商号変更及び本店移転しており、旧商号ロック開発株式会社、旧本店東京都千代田区神田佐久間河岸六七として掲載されております。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年五月三十一日
掲載頁　一一八頁（号外第一一四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年十二月二十七日
掲載頁　八十三頁（号外第二八二号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年五月三十日
掲載頁　八十二頁（号外第一一二号）

平成二十四年一月十七日

千葉市美浜区中瀬一丁目五番地１
（甲）イオンタウン株式会社
代表取締役　大門　　淳
名古屋市中村区名駅五丁目二五番一号
（乙）株式会社イオンタウンディベロップメント中部
代表取締役　西村　喜義
千葉県木更津市朝日三丁目一〇番一九号
（丙）株式会社木更津グリーンシティショッピングセンター
代表取締役　高橋　正晴